

公立大学法人滋賀県立大学の広報の在り方に関する現状調査および分析業務委託 仕様書

1. 委託業務名

公立大学法人滋賀県立大学の広報の在り方に関する現状調査および分析業務委託

2. 委託期間

委託契約締結の日から平成29年3月31日（金）までとする。

3. 委託業務の目的

本学は「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに地域の課題解決等に教育・研究・社会貢献の分野で活動を行ってきたところであるが、その活動成果に比べまだまだ社会の認知度が十分ではない。また2018年から18歳人口が漸減し大学間の競争が激しくなることから、学生の確保が困難になると予想されている。

このため、本学のこれまでの取組みをさらに深化させ、受験生および社会一般に対して効果的に広報することで優秀な人材を確保するとともに、社会への認知を強化するためには本学の状況についての現状調査・分析を行い、適切な広報活動を立案する必要があることから、現状調査・分析を行おうとするものである。

4. 業務内容

(1) 本学の認知度等に関する現状調査

基本理念などを整理した上で、本学の特徴や強み・弱みを分析し、受験生および社会一般に対してより効果的に大学の魅力を発信できるように現状の調査を行う。学外調査について受託者が実施するとともに、必要となる学内調査を本学に対して提案・支援する。

参照：基本理念 (<http://www.usp.ac.jp/japanese/campus/rinen.html>)

(2) 上記調査結果の分析

本学および受託者が実施した調査結果を、専門的な知見や豊富な実践経験から分析する。

(3) 報告会の開催、広報戦略委員会への助言

調査・分析結果および広報戦略の方向性について、本学において本学役員および教職員に対して報告会を行う。また、本学の求めに応じて広報戦略委員会（年6回を想定）に出席し、現状調査・分析結果および他大学の成功例・失敗例から助言を行う。

(4) 打ち合わせ等

委託業務を円滑に遂行するため、適時本学との打ち合わせ、協議を行うこと。

また、本学の作業も含んだ委託業務の進捗管理について、随時または本学の求めに応じて報告を行うこと。

5. 著作物の利用および著作権

本契約により発生した著作物のうち、本学に関する調査・分析結果および広報戦略の方向性に関する部分の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって公立大学法人滋賀県立大学に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

6. 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託しまたは請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ本学の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

7. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

8. 業務実施上の条件

- (1) 委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本学と協議を行うこと。
- (3) 受託者は、本仕様に定めのない事項であっても、本学が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。